

平成30年度 第2回

松本市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

平成31年2月19日

健康福祉部保険課

(報告第1号)

松本市国民健康保険特別会計の財政状況について

1 趣旨

国民健康保険特別会計の財政状況について報告するものです。

2 これまでの経過

- (1) 平成28年度に、平成28～29年度までの財政推計を行ったところ、29億1,759万円の歳入不足が見込まれたことから、税率改定(改定率13.95%)を行うとともに、急激な負担増加を緩和するため、平成28～29年度に一般会計から特例繰入(6億8,400万円/年)を行いました。
- (2) 平成29年度末の形式収支は9億8,219万円、基金残高は6億3,000万円でした。

3 平成30年度の状況(平成30年度2月補正予算)

(1) 歳入

ア 保険税

収納率は前年度を上回り、現年度分92.62%、滞納繰越分16.30%となる見込みで、当初予算より6,116万円の増となります。

イ 県支出金

保険給付費の減少見込みに連動して、当初予算を9,159万円下回る見込みです。

ウ 繰越金

平成29年度決算額に基づき、9億8,219万円となります。

(2) 歳出

ア 保険給付費

保険給付費は当初予算より9,054万円の減と見込んでいます。内訳は、一般被保険者分が8,646万円の減、退職被保険者分が696万円の増、その他が1,104万円の減となります。これは、平成30年度に被保険者数が減少していることと、保険給付費の1人当たり実績の伸びが鈍化しているためです。

(3) 収支

収支は6億4,390万円の黒字を見込んでいます。前年度繰越金が増加したことなどから、当初予算の見込額3億2,500万円から改善しています。

4 平成31年度の見通し(平成31年度当初予算)

(1) 歳入

ア 保険税

平成31年度の制度改正として、保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充が行われます。

被保険者数の減少を見込んでいるため、平成30年度当初と比較して2億18万円

の減となっています。

また、低所得者の方に係る軽減措置の拡大は、5年連続となります。

(2) 歳出

ア 保険給付費

直近1年間の1人当たり保険給付費を推計し、医療費の過去3年の平均伸び率と被保険者数を乗じて推計しました。

159億5,439万円を計上しており、平成30年度当初予算に比べ3億8,888万円下回る額となりますが、これは被保険者数が減少していることと、1人当たり保険給付費の伸びが鈍化しているためです。

イ 国民健康保険事業費納付金

長野県の算定により67億9,529万円で、平成30年度当初予算に比べ、2億3,407万円の増となっています。納付金が増額されたのは、前期高齢者交付金の精算に伴う返還額が極端に多額となり、平成30年度と比較して前期高齢者交付金が県全体で約36億円減少したことによるものです。

(3) 収支

平成31年度当初予算では、30年度からの繰越金を6億4,390万円見込んでいますが、保険税収入の減少および国民健康保険事業費納付金の増加などから、会計収支は6,400万円の黒字となっています。

(4) 今後について

国民健康保険事業費納付金の納付額は財政収支に直結しますので、事業費納付金の算定の基礎となる高齢者医療制度に係る長野県全体の負担額や、1人当たり保険給付費の伸びにおいて、その増加傾向に変わりがないことから、今後もきびしい財政運営が予測されます。

(詳細別表のとおり)

国民健康保険特別会計 財政状況

別表

(単位:千円)

款	年度・区分	27年度	28年度	29年度	平成30年度				平成31年度		
		決算額	決算額	決算額	当初予算額	決算見込額	当初予算 差	当初予算 比	当初予算額	H30 当初 差	H30 当初 比
歳入	1 保険税収納見込額	5,114,110	5,664,426	5,475,916	5,265,170	5,326,330	61,160	1.2%	5,064,990	△ 200,180	-3.8%
	2 使用料及び手数料	4,160	4,099	3,980	3,940	3,940	0	0.0%	3,940	0	0.0%
	3 国庫支出金 ※1	6,158,133	5,986,695	5,788,495	0	140	140	皆増	0	0	-
	4 療養給付費交付金 ※1	1,086,161	655,230	354,298	-	-	-	-	-	-	-
	5 前期高齢者交付金 ※1	6,509,789	6,575,402	7,194,085	-	-	-	-	-	-	-
	6 県支出金 ※2	1,321,019	1,282,502	1,143,827	16,459,640	16,368,050	△ 91,590	-0.6%	16,075,740	△ 383,900	-2.3%
	7 共同事業交付金 ※1	6,208,217	6,301,717	5,978,716	-	-	-	-	-	-	-
	8 財産収入	1,790	0		950	690	△ 260	-27.4%	760	△ 190	-20.0%
	9 繰入金:一般会計繰入金	1,513,224	1,492,215	1,394,761	1,448,560	1,450,360	1,800	0.1%	1,420,780	△ 27,780	-1.9%
	10 諸収入	83,926	64,113	69,301	64,340	60,730	△ 3,610	-5.6%	68,310	3,970	6.2%
歳入合計 A	28,000,529	28,026,399	27,403,379	23,242,600	23,210,240	△ 32,360	-0.1%	22,634,520	△ 608,080	-2.6%	
歳出	1 総務費	111,921	120,027	119,664	130,010	132,040	2,030	1.6%	137,620	7,610	5.9%
	2 保険給付費	17,686,565	16,998,893	16,461,389	16,343,270	16,252,730	△ 90,540	-0.6%	15,954,390	△ 388,880	-2.4%
	3 国保事業費納付金 ※3	-	-	-	6,561,220	6,541,230	△ 19,990	-0.3%	6,795,290	234,070	3.6%
	4 後期高齢者支援金等 ※1	3,253,773	3,125,054	3,034,939	-	-	-	-	-	-	-
	5 前期高齢者納付金等 ※1	2,260	2,293	11,054	-	-	-	-	-	-	-
	6 老健拠出金 ※1	122	96	61	-	-	-	-	-	-	-
	7 介護納付金 ※1	1,257,185	1,155,621	1,140,035	-	-	-	-	-	-	-
	8 共同事業拠出金 ※1	6,169,049	6,203,252	5,932,497	-	-	-	-	-	-	-
	9 保健事業費	214,327	209,760	207,083	248,110	231,540	△ 16,570	-6.7%	272,400	24,290	9.8%
	10 積立金	1,790	0	630,000	950	690	△ 260	-27.4%	760	△ 190	-20.0%
	11 諸支出金	42,802	53,450	65,256	54,170	54,670	500	0.9%	53,960	△ 210	-0.4%
	12 予備費	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
歳出合計 B	28,739,794	27,868,446	27,601,978	23,337,730	23,212,900	△ 124,830	-0.5%	23,214,420	△ 123,310	-0.5%	
収支	単年度収支(保険税不足額) A-B C	△ 739,265	157,953	△ 198,599	△ 95,130	△ 2,660	92,470	-97.2%	△ 579,900	△ 484,770	509.6%
	前年度繰越金 D	6,713	△ 125,101	661,312	420,130	982,190	562,060	133.8%	643,900	223,770	53.3%
	財政調整基金繰入金 E	794,104	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	一般会計特例繰入金 F	0	684,000	684,000	0	0	0	-	0	0	-
	前年度精算金(療給負担金・療給交付金) G	△ 186,653	△ 55,540	△ 164,515	0	△ 335,630	△ 335,630	-	0	0	-
	形式収支 C+D+E+F+G H	△ 125,101	661,312	982,198	325,000	643,900	318,900	98.1%	64,000	△ 261,000	-80.3%
年度末基金残高	0	0	630,000	630,950	630,690	△ 260	皆増	631,450	500	0.08%	
収支(基金反映後)	△ 125,101	661,312	1,612,198	955,950	1,274,590	318,640	33.33%	695,450	△ 260,500	-27.25%	

※1 県域化により皆減 ※2 県域化により内容の組み換え ※3 県域化により新設

(報告第2号)

国民健康保険制度の改正等について

1 趣旨

平成31年に予定される制度の改正等について報告するものです。

2 制度改正の主な内容

(1) 保険税の軽減判定所得の引き上げ

経済動向等を踏まえ、低所得者に対する保険税の軽減判定所得を見直すものです。

ア 2割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円＋50万円×被保険者数」から「33万円＋51万円×被保険者数」に引き上げ

イ 5割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円＋27.5万円×被保険者数」から「33万円＋28万円×被保険者数」に引き上げ

(2) 保険税の課税限度額の引き上げ

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税課税限度額を3万円引き上げ96万円とするものです。内訳は下記のとおりです。

ア 基礎分

現行の58万円から61万円に3万円引き上げ

イ 後期高齢者支援金分

現行の19万円に変更無し

ウ 介護納付金分

現行の16万円に変更無し

(3) 施行

平成31年4月1日

今後、国会の審議状況を見ながら、法案成立後に条例の一部改正を行います。

3 70歳以上の高額療養費の支給手続きの簡素化

平成31年4月から70歳以上の高額療養費の支給手続きの簡素化に取り組みます。

(1) 変更内容

	今まで	簡素化後
高額療養費の申請	発生の都度、以下のものを世帯主が持参し、申請手続きを行っています。 ①高額療養費支給申請書 ②医療機関の領収書 ③通帳 ④印鑑 ⑤本人確認書類 ⑥マイナンバーのわかるもの	事前に世帯主が受取口座を登録し、発生の都度、市が自動給付を行います。 毎月の申請が不要となります。
対象者	高額療養費の該当となった全ての世帯主	70歳以上の被保険者で構成される世帯の世帯主

(2) 現在の高額療養費の支給状況

ア 高額療養費の支給状況

処理月	勧奨件数		支給件数		備考
H30.11	1,326件	15,918,247円	1,204件	13,288,012円	90.6/83.3
H30.12	1,479件	16,843,840円	1,158件	13,580,046円	87.3/85.3
H31.01	1,460件	16,027,262円	1,148件	13,671,042円	77.6/81.2

イ 勧奨通知の受給者割合（長期疾病等112件を除く）

処理月	70歳以上のみ	混在	70歳以下のみ	合計
H31.01	1,028件 (76.2%)	67件 (5.0%)	253件 (18.8%)	1,348件

国民健康保険法施行規則（平成29年3月31日施行）

第二十七条の十七

市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続（高額療養費に係る療養のあつた月の初日において、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が七十歳に達する日の翌日以後である場合に該当するものに限る。）について、前条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(報告第3号)

データヘルス計画の実施状況について

1 趣旨

平成30年度を計画の初年度とする松本市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の実施状況等について報告するものです。

2 第2期保健事業計画の本年度の取組みについて

(1) 特定健診

平成20年度から実施している、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査

ア 対象者

年度中に40歳となる方～74歳までの被保険者

年度中に30歳・35歳となるふしめ年齢の被保険者（市単独事業）

イ 健診項目

(ア) 法定16項目

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）、血糖検査（ヘモグロビンA1c）

(イ) 市独自追加10項目

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

ウ 実施時期及び機関

個別健診 7月から9月 市内131医療機関

集団検診 7月から2月 医師会医療センター、支所・出張所、保健センター

エ 受診率

(単位%)

指標	H27	H28	H29	H30	H30 目標	H31 目標
受診率	43.7	44.8	45.1	(38.8)	50.0	50.0

H30はH30.12月末 現在

オ 4つの指標による評価

指標	評価内容	目標	結果
ストラクチャー (保健事業実施のための体制・システムを整えているか)	健診実施の体制整備 健診の周知・啓発の実施	・特定健診等検討会で検討 ・広報、HP、新聞、TV、ラジオ、ポスターによる周知啓発の実施	・実施 ・実施
プロセス (保健事業の実施過程)	地域での受診勧奨実施状況	・地域での受診勧奨の更なる推進	・地区健診日前の地区回覧実施 ・地区を上げた健診受診率向上の取組みを実施（四賀地区） ・地区健診日に合わせて地区住民へ電話勧奨を実施

指標	評価内容	目標	結果
アウトプット (保健事業の実施量)	対象者への通知率 電話勧奨実施数	・ 全対象者への通知率 100% ・ 電話勧奨実施数増加	・ 100% ・ 増加(実施継続中) (H29: 約 1000 件 ⇒ H30. 2 現在: 約 1720 件)
アウトカム (成果)	健診受診率	・ 50% (H35 目標: 60%)	・ H29: 45.1% (H30. 12 月末現在: 38.8%)

(2) 特定保健指導

特定検診の検査結果による特定保健指導

ア 実施率

(単位%)

指標	H27	H28	H29	H30	H30 目標	H31 目標
実施率	35.4	46.1	41.1	(実施中)	50.0	50.0

イ メタボ該当割合

(単位%)

指標	H27	H28	H29	H30	目標
割合	17.2	17.1	17.9	(検診終了後集計)	減少

ウ 4つの指標による評価

指標	評価内容	目標	結果
ストラクチャー	対象者を早期発見できる仕組み	・ 特定健診等検討会で検討 ・ 医師会と連携し健診終了後速やかに対象者を抽出する	・ 実施 ・ 連携のもと実施
プロセス	対象者の把握率	・ 把握率 100%	・ 100%
アウトプット	初回面接実施率 特定保健指導実施率	・ 初回面接実施率増加 ・ 50% (H35 目標: 60%)	・ H29: 49.8% (H30. 12 月末現在 46.4%) ・ H29: 41.4% (H30: 実施中)
アウトカム	積極的支援、動機づけ支援対象者数	・ 対象者数(率)の減少	・ 事業終了後集計

(3) 重症化予防の取組み

指標	H27	H28	H29	H30	H30 目標	H31 目標
糖尿病重症化予防の参加者(人)	16	13	10	7	20	20
〃 継続(人)	—	—	12	4	12	12

ア 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 27 年度から 2 型糖尿病性腎症で治療中の人工透析導入前の国民健康保険被保険者に対し、重症化を予防することでその QOL を維持するとともに、医療費の適正化を図ることを目的として保健事業を開始しました。

医療機関と連携し、薬局薬剤師が糖尿病性腎症患者への指導を行うもので、服薬指導・

栄養指導・運動指導等の生活習慣や自己管理について6カ月間支援するものです。

平成29年度からプログラム修了者への継続支援事業も開始しました。

イ 4つの指標による評価

指標	評価内容	目標	結果
ストラクチャー	症例検討会の実施率	100%	2.3月実施予定
プロセス	支援を受けて立てた目標作成率	100%	100%
アウトプット	支援継続率	100%	
	自己効力感向上率	100%	
アウトカム	支援前の腎症ステージを維持者	100%	
	服薬アドヒアランス	100%	

(4) 疾病予防事業（人間ドック助成事業）

生活習慣病の早期発見、早期治療と健康保持増進のための、35歳から74歳までの国保被保険者を対象として受診費用の一部を助成しました。この結果は、特定健診の検査結果としています。

ア 対象者

年度中に満35歳以上となる市内居住の松本市国民健康保険の被保険者

イ 指定機関

市内26医療機関

ウ 受検者数

(単位：人)

項目 \ 年度	補助額	H27	H28	H29	H30
1泊2日ドック	20,000	256	264	257	208
日帰りドック	15,000	1,946	2,117	2,183	1,629
脳ドック	15,000	55	59	45	48
簡易脳ドック	10,000	596	559	544	433
計		2,853	2,999	3,029	2,318

H30はH30.12月末 現在

(5) 医療費の適正化

ア 重複服薬・頻回受診者の保健指導

国保データベース（KDB）システムを用いて、重複服薬、頻回受診者を抽出し、健康保持と医療費の適正化を図るため、保健師が訪問や電話による指導を行います。

平成30年度実施予定（2月から3月） 14名

イ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知

ジェネリック医薬品利用差額通知を送付して、差額が100円以上見込まれる方へ、後発医薬品を使用していただけるように情報提供を行います。

実績

(単位：枚)

	第1回	第2回	計
実施月	30年8月	31年1月	—
対象診療月	30年4月	30年10月	—
通知枚数	2,554	2,190	4,744

※ 平成30年12月審査分現在、後発医薬品数量シェア（置き換え率）は75.6%
平成30年2月送付分と平成30年8月分の通知による効果額は 1,233万円

ウ 医療費通知

国の指導による通知6項目について全受診世帯を対象として実施。

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、被保険者一人ひとりが適正受診の意識を持つよう啓発に努めています。

実績

(単位：枚)

	第1回	第2回	第3回	計
実施月	30年8月	30年11月	31年1月	—
対象診療月	30年1～4月	5～7月	8～10月	—
レセプト枚数	265,806	197,676	193,477	656,959
通知枚数	30,135	26,926	26,728	83,789

※ 本年度から、医療費控除の申告手続きに医療費の明細書として使用することができる様式へ変更しました。

エ 4つの指標による評価

指標	評価内容	目標	結果
ストラクチャー	関係者との連携	重複・頻回指導…健康づくり課保健師と連携	実施中
		後発医薬品利用差額通知…三師会と連携	実施について三師会に報告
プロセス	対象者の把握率	100%	100%
アウトプット	通知率	100%	100%
アウトカム	重複・頻回対象者の医療費削減率	100%	
	後発医薬品普及率向上	普及率 80%	H29.12 68.7%→ H30.12 75.6%

(6) 市民啓発事業（松本市地域包括医療協議会へ委託して実施）

ア 健康増進対策事業（松本市健康フェスティバル）

今年度は、波田体育館に会場を変えて、第32回松本市健康フェスティバルを開催しました。（ファミリースポーツカーニバルと別開催です。）

(ア) 実施日・会場 平成30年9月24日（月） 松本市波田体育館

(イ) メインテーマ 「続けよう 未来のために健康づくり」

(ウ) 参加者数 約1,271人

(エ) 実施内容

- ・ 医療保険関係団体による出展（検査、健（検）診、健康相談、展示等）
- ・ 講演会「お薬の上手な飲み方」
- ・ 波田地区4団体によるステージイベント
- ・ タンプラリーなど

(オ) 参加団体 25団体

イ 慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（市民公開講座）

市民にあまり知られていない慢性腎臓病（CKD）の早期発見や早期治療を啓発するため、市民公開講座を実施しました。

(ア) 実施日・会場 平成30年11月25日（日） イオンシネマ松本

(イ) 参加者数 約160人

(ウ) 実施内容 医師、保健師による講演会

3 平成31年度の新規事業

(1) 若年層の健診受診機会の拡大 事業費 4,510 千円

これまで年度中に30歳、35歳の国保被保険者を対象として実施していた若年層の健診を平成31年度から、年度中に30歳から39歳の被保険者に年齢層を拡大することを予定しています。

年齢層拡大により、以下の効果を期待

- ア 生活習慣病の早期発見と、早期からの生活習慣の改善が図られる。
- イ 若年層から健診を受診することにより、健診に対する意識の向上化図られ、40歳の特定健診の受診率向上につながる。
- ウ 将来の生活習慣病に占める医療費の削減

(2) データヘルス計画推進事業 事業費 15,750 千円

被保険者の医療費の適正化と、健康維持、糖尿病等の重症化を予防するため、保険課の保健師の指導監督のもと、レセプト情報(年間約80万件)と健診データ(約1万6千件)の分析、保健事業対象者の抽出、保健指導を実施するものです。

ア 31年度事業内容

- (ア) 糖尿病治療中断者受診勧奨(新規)
- (イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業(一部新規追加)
- (ウ) 受診行動適正化(一部変更)
- (エ) 多剤通知(新規)

(3) スポーツクラブ連携事業 事業費 3,040 千円

市民に若いときから自分の体に関心を持ってもらい、日頃から運動を継続できるようにするため、市内スポーツ施設(5事業所)などと連携して体力づくり、運動継続を意識した取組みを支援するものです。また、保険者努力支援の評価項目となっている、「個人へのインセンティブ」の項目の評価を目指し、新たな運動支援を行うものです。

ア 31年度事業内容

- (ア) 運動継続のきっかけとして体力測定を行い、測定結果の手数料を支払う。
- (イ) 各事業者が運動継続プログラムで、被保険者の運動継続を支援する。
- (ウ) 6か月以上の継続で祝金を事業者経由で支給する。